



南島原市の
“人”が・“産業”が・“まち”が元気になる
「雇用創出基金事業」

企画提案型事業募集

市では、平成25年度から27年度までの3年間、地域の実情や創意工夫に基づき、市内の求職者などを雇い入れて、雇用機会を創出する「人が、産業が、まちが元気になる雇用創出基金事業」を実施します。企業や団体などの皆さんから「新規雇用創出につながる事業」を募集し、採択された事業を市の委託事業として実施しますので、奮ってご応募ください。

■ 応募資格

- ①市内に事業所（会社、個人事業主、学校法人、社会福祉法人、公益法人、組合、NPOなど）を有すること
- ②当該事業を的確に遂行できる能力を有すること
- ③市税などの滞納がないこと。

■ 対象となる経費

- ①委託事業のための人件費
(1)賃金 (2)通勤手当などの諸手当
(3)社会保険料の事業主負担分
 - ②その他の経費
(1)機械・機器のレンタル料、リース料
(2)事務所の賃借料 (3)消耗品代 など
- ※事業費(市が委託費として支払う額)の上限は1,000万円

■ 募集期間

7月1日(月) 午後5時まで
(郵送の場合は、当日消印有効)

※詳しい内容や応募書類については、お尋ねいただくか市ホームページをご覧ください。

■ お問い合わせ

☎ 商工観光課 ☎050(3381)5032

募集する事業と条件

①人が元気になる人材育成事業

失業者を雇用した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業

- ・新たに雇用した失業者に対し、職場での実務体験や職場外での研修などを組み合わせた人材育成計画を策定の上で、人材育成を行うものであること。
- ・既存事業の振り替えではなく、新しく事業展開を行うものであること。
- ・新規に雇用する労働者の雇用・就業期間は、1年以内とし、更新は不可とすること。
- ・事業費のうち新規雇用する失業者の件数が5分の4以上であり、かつ人件費以外の事業費のうち、研修に係る費用の割合が5分の3以上であること。

②産業が元気になる雇用創出事業

地域における継続的な雇用・就業機会を創出・提供する事業

- ・今後の地域の発展に資すると見込まれる事業で、地域における継続的な雇用が見込まれるものであり、将来的に事業継続が見込まれるものであること。
- ・既存事業の振り替えではなく、新しく事業展開を行うものであること。
- ・新規雇用する労働者の雇用期間が原則1年以上であること。
- ・事業費のうち、新規雇用する失業者の件数が5分の4以上であること。
- ・道路、河川などの美化事業や施設の維持・管理事業、建設・土木事業および、事業継続性が見込まれない調査研究事業でないこと。

市役所の担当課がわからないときは 南島原市役所 ☎050(3381)5000へ

*省略文字説明/☎:日時 ☎:場所 ☎:内容 ☎:定員 ☎:料金 ☎:対象者 ☎:応募締切 ☎:申込方法 ☎:申し込み・お問い合わせ

南島原にゆーす

☎ 農村整備課 ☎050(3381)5062

ため池の点検・管理に努めましょう

ため池は、農業用水源はもとより、豊かな生態系の保全や洪水調節など、多くの機能を併せ持っています。しかし、ため池の老朽化や維持管理不足などにより、決壊する可能性があります。ため池の定期的な点検や維持管理に努めましょう。

点検のポイント

- ①濁った水が流れてくる。
 - ②ため池に水が漏れる穴がある。
 - ③水が溜まりにくい。底樋や斜樋から水が流れる。
 - ④ため池の施設に破壊・埋没・亀裂・沈下・段差などの症状がある。
 - ⑤堤体が以前よりやせてきた。
- ※異常を発見した場合は、ご連絡ください。

管理のポイント

- ①堤体の草刈り（堤体の保護および堤体変状の早期発見）
 - ②ごみの除去（水質悪化および水位上昇の防止）
 - ③貯水位の管理（堤体の保護）
 - ④緊急時対策（緊急時の対応と連絡体制）
- ※点検や維持管理を行う場合、危険を伴うこともあります。安全には十分に注意してください。

南島原にゆーす

☎ 管理課 ☎050(3381)5066
☎ 建設課 ☎050(3381)5065

安全で快適な道路環境 づくりに努めましょう

市道はみんなの財産です。道路を安全で快適に利用するため、以下の点に気をつけましょう。

- ①道路や歩道に、はみだした樹木などの剪定をお願いします。
- ②段差を解消するため、道路に乗り上げブロックや鉄板などを置かないでください。
- ③道路や歩道に看板やプランターなどを置かないでください。また、路上駐車が多く見受けられます。事故につながるため、路上駐車はしないでください。
- ④道路にできた陥没や段差、側溝のふたの破損など、危険な所を気づいた時にはお知らせください。
- ⑤道路で動物の死骸を発見した時はお知らせください。

南島原にゆーす

☎ 農林課 ☎050(3381)5060

農業振興地域整備計画を 変更しました

市では、南島原農業振興地域整備計画の全体見直しを行い、計画を変更しました。

農業振興地域整備計画とは、市の農業振興の基本構想や農業生産目標、農業経営指標などを明らかにし、併せて農用地区域内の土地利用区分を定めています。

計画書は、農林課に備え付けていますので、閲覧したい人はお越しください。

また、平成26年5月31日までの1年間は、農用地区域内の農地を転用するための除外や編入手続きは原則できません。ただし、特段の理由があり、緊急を要する場合はご相談ください。

